

「琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定支援業務仕様書

1 委託業務名

「琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本町が令和6年3月に表明した「ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言」に基づき、2050年の脱炭素社会実現に向けて住民・事業者と一体的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくための具体的な指針を示すため、「琴浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「区域施策編」という。)を策定する。この計画策定にあたり、民間事業者のもつ専門知識やノウハウを活用し、実効性のある計画を効率的に策定することを目的とする。

3 委託業務期間

令和6年7月1日から令和7年3月28日まで

4 前提条件

(1) 他の計画との統合

本業務は、区域施策編の策定を行うと同時に、第3次琴浦町環境基本計画（以下「基本計画」という。）に第3次琴浦町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）とともに包含し、さらには気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）も包含する新たな環境基本計画として統合するものであることを理解した上で業務を行うものとする。

(2) Liqlidの活用

本町は（株）Liquitousと提携しており、若年層など幅広く意向等を把握するため、同社の提供するサービス「Liqlid」を活用することとする。

5 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案により調整する場合がある。

(1) 基礎情報の収集

地域循環共生圏の形成・再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用促進・2050年ゼロカーボンに向けた施策方針等について、国や鳥取県の動向を整理するとともに、本町の上位・関連計画より、温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出量の削減や再エネ導入に関する施策を整理する。

また、本町の自然的・経済的・社会的な観点から地域の特性、本町における電力やガス、石油系燃料といったエネルギーに関する現状や特徴を整理し、本町における人口、産業等の今後の動向を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた基礎情報を収集する。収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

○自然的条件：地勢概要、気象、植生等

○経済的条件：事業所・就業者数の状況、農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）、林業、水産業、観光業、商工業、交通産業等

○社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等

（２）現状分析

上記（１）で収集した情報やこのたび実施するアンケート調査（町民や事業者を対象）等の結果を受け、再エネ設備の今後の導入意向、省エネの取組実態等について分析する。

（３）再エネ・省エネ設備導入ポテンシャルの把握

本町内における再エネポテンシャル量について、太陽光発電、木質バイオマス、小水力発電等を対象に、省庁統計データ等を参照し把握する。把握に当たっては、再エネ導入に向けた課題や今後期待される技術革新等も考慮すること。

また、省エネ対策については、アンケート調査等の結果を基に、省エネ技術を導入した場合の二酸化炭素削減ポテンシャルを算定する。

（４）吸収源・オフセット対策

2050年までの森林や藻場等の二酸化炭素吸収量等を算定した上で、森林や藻場等を活用したカーボン・オフセット対策を検討する。

（５）GHG 排出量の現状把握と将来推計

地域の GHG 排出量の現状について調査を行う。調査にあたっては、実態に即したデータを集計できる方法を選択するとともに、住民・事業者に対するアンケート等を用いてデータを回収する場合は、統計的に地域の縮図になるような有効数を確保するよう実施すること。

将来推計にあたっては、中期目標としての 2030 年度、長期目標としての 2050 年度の GHG 排出量を、現状趨勢ケース（特段の対策を講じない場合）と対策ケース（今後実施する新たな対策の効果を考慮した場合）の 2 点以上により推計する。

（６）アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

上記（２）から（５）の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法（Liqlid や WEB、SNS 等）を積極的に活用し、幅広く回答を得られるよう努めることとする。調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。なお、アンケート調査における、受託者と自治体の分担表（案）を以下に示す。この案を基に、受託者と町で協議の上、分担を決定する。

対象	項目	町	受託者
住民	調査票の作成		○
	アンケートフォーム等の作成		○
	住民の抽出	○	
	調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）	○	
	調査票の分析・計画への反映		○
事業者	アンケートフォーム等の作成		○
	送付先事業者の選定、メールアドレス提供	○	
	アンケートフォーム URL の送付		○
	回答の分析・計画への反映		○

(7) 脱炭素シナリオの作成及び再エネ導入目標の設定

上記(2)から(6)の結果を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを目指す脱炭素シナリオを作成し、具体策を検討する。また、国の地球温暖化対策計画の中長期目標等を踏まえ、本町におけるGHG排出量削減目標と種別毎の再エネ導入目標値を設定する。目標の設定に当たっては、中期目標を2030年、長期目標を2050年とし、実現性を十分に考慮した上で設定する。

(8) 目標達成に向けた施策の検討

GHG排出量削減目標と再エネ導入目標の実現と、地域課題解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた具体的施策を策定する。施策の検討に当たっては、現実的に実施可能な再エネによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた上で、本町のまちづくりや環境保全等を推進していく上での地域課題の同時解決を図るものとする。

また、各施策に係る導入資金の確保についての検討も行う。

なお、本業務実施により包含する予定の基本計画、事務事業編及び適応計画についても、本業務の実施内容を基に、修正後の目標値や目標達成に向けた施策内容について、適宜助言を行うものとする。

(9) 計画の推進体制、進行管理に関する提案

計画に示される施策や取組を推進するにあたっての推進体制、施策の評価方法、スケジュールについて提案を行う。また、本計画の取組を効果的・効率的に進めるための進行管理手法及び進捗状況の公表方法についても提案する。

(10) 計画書の作成

前項までの結果を踏まえ、計画書及び概要版の原案を作成する。また、計画書の原案に関するパブリックコメントを実施するため、公表する資料の作成、提出された町民意見の整理、分析及び回答案の作成を行う。なお、計画書及び概要版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

(11) 会議等の開催・運営支援

本業務実施にあたり、本計画の策定に向けた意見交換と、計画策定以降の円滑な事業推進を目的とし、庁舎外のステークホルダーを含む体制として「ゼロカーボン推進全体会議（仮称）」を3回程度開催する予定である。受託者は、その運営支援（資料案の作成、助言、出席及び会議録の作成等）を行う。

(12) 成果品のとりまとめ

業務成果は業務報告書として、とりまとめを行う。

(13) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（1回）、納品時の計3回を基本とし、必要に応じて適宜行うものとする。

6 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本町の承認を得るものとする。

7 報告及び検査

町は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

8 法令遵守及び個人情報の管理

- (1) 地方自治法、同法施行令等の関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、琴浦町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。本業務終了後または解約後も同様とする。なお、あらかじめ事前に承認を得た再委託事業者も同様とする。

9 損害賠償

本業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。但し、その損害のうち、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

10 成果品

本業務の成果品は、紙媒体及び電子データ（CD-R 等）各一式を納品し、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 区域施策編 概要版
- (3) 区域施策編 本編
- (4) その他、関連資料

11 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者の意見や要望を取り入れながら協議を行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、琴浦町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。